

新潟市空家等対策計画の策定について

1. 計画策定の意義（目的）

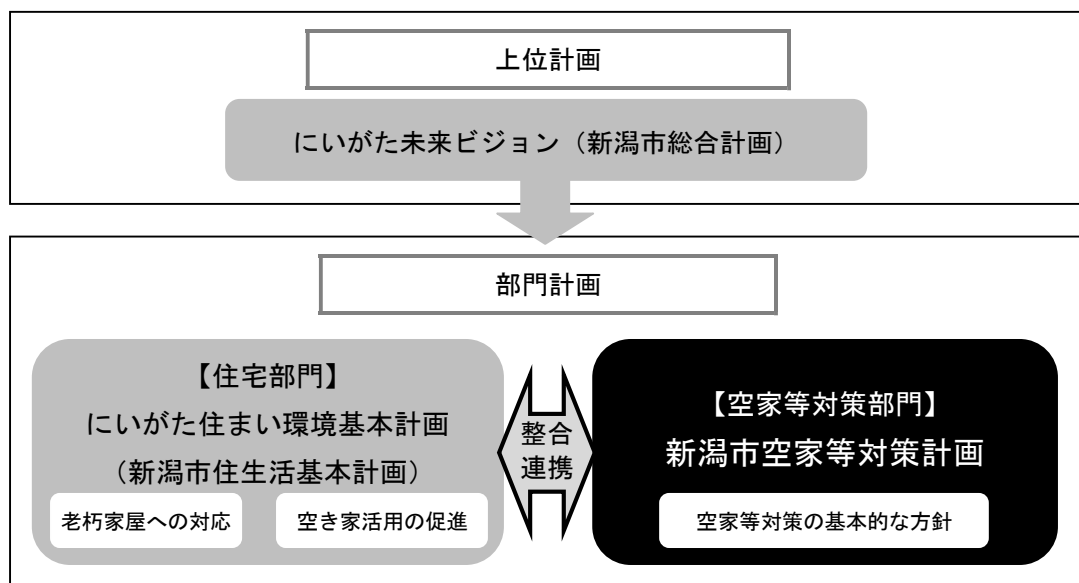
- ・空家等対策を効果的かつ効率的に推進するため、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するための計画

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年11月27日法律第127号）【抜粋】
（空家等対策計画）

第6条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2. 計画の位置づけ

- ・空家特措法第6条の規定に基づく計画
- ・空家等対策計画は、「にいがた未来ビジョン（新潟市総合計画）」における様々な施策のうち、空家等対策部門を受けもつ計画（空家等対策の基本的な方針を示すもの）
- ・住宅部門の計画である「にいがた住まい環境基本計画」と整合・連携を図りながら取り組みを進める



3. 計画に定める事項（法定事項）

- (1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類
その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- (2) 計画期間
- (3) 空家等の調査に関する事項
- (4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
- (6) 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項
- (7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- (8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- (9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

新潟市空家等対策計画（骨子案）

※下線部は法定事項または基本指針に示されている事項

1. はじめに	
(1) 計画の目的	・本市における空家等対策を効果的・効率的に推進するため、取り組みの方向性を明確にする
(2) 計画の位置づけ	・空家特措法第6条の規定に基づく計画 ・「にいがた未来ビジョン(新潟市総合計画)」における施策のうち、空家等対策部門の計画(空家等対策の基本的な方針) ・住宅部門の計画である「にいがた住まい環境基本計画」と整合・連携
(3) <u>計画の対象地区, 対象空家等</u>	・市内全域を対象 ・全ての空家等を対象
(4) <u>計画の期間</u>	・平成28～32年度(5年間) (平成30住宅・土地統計調査→平成31結果公表)
2. 本市における空家等の現状と課題	
(1) <u>空家等の現状</u>	・国や県の空家等の状況(住宅・土地統計調査) ・市の空家等の状況(住宅・土地統計調査, 苦情件数等) など
(2) 問題発生 ^の 要因・背景	・空家等が発生し, その状態が長期化する要因・背景 (モデル調査, 一般的な指摘等) など
(3) <u>これまでの対策</u>	・相談(苦情等)への対応 ・建築物の安全性の確保等に関する条例 など
(4) <u>課題</u>	・空家等の現状, 問題発生 ^の 要因・背景, これまでの対策を踏まえた課題の整理
3. 空家等対策の基本的方針	
(1) <u>基本的方針</u>	・空家等の管理責任は第一義的には所有者にあることが前提 ・地域の安心・安全の確保と生活環境の保全を図るため、市民・関係団体等・市による協力・連携 など
4. 空家等対策の方向性	
(1) 発生抑制(予防)の促進	・所有者存命中における住まい引き継ぎ・活用の働きかけ ・住宅ストックの適正管理 など
(2) <u>適切な管理の促進</u>	・管理者意識の醸成・強化 ・相談窓口の整備 ・関係団体との連携 など
(3) <u>空家等及び跡地の活用の促進</u>	・関係団体との連携による情報提供の仕組みづくり ・空家等及び跡地の活用に対する支援 など
(4) <u>特定空家等への対応</u>	・特定空家等に対する基本的な方針 ・必要な措置を講ずる際の手続き など
5. 空家等対策の推進方策	
(1) <u>実施体制の整備</u>	・各区担当課及び本庁関係部署の役割分担 ・関係団体及び弁護士等専門家との連携 など
(2) 計画の検証と見直し	・対策の効果(取り組み状況)の検証 ・取り組みの実績をふまえた計画の見直し